

あなたもデジタル人材になりませんか

地域や身近な存在に、デジタル機器に関する相談相手となる「地域のデジタル人材」を育成し、デジタル化を推進することを目的に講座を開催します。

【有明】 毎週水曜13時30分～15時30分
 10月9日・10月16日・10月23日
 10月30日・11月6日・11月13日
 11月20日・11月27日 全8回

【志布志】 初回のみ木曜、第2回以降は毎週水曜9時30分～11時30分
 10月10日・10月16日・10月23日
 10月30日・11月6日・11月13日
 11月20日・11月27日 全8回

【松山】 毎週金曜13時30分～15時30分
 10月11日・10月18日・10月25日
 11月1日・11月8日・11月15日
 11月22日・11月29日 全8回

対象者 志布志市在住のスマホ所有者（スマホは講座に持ってきてください）
※全8回の講座を全て受講できる方
 開催日時 10月～11月
 講座内容 ①電源・ボタン操作、②電話・カメラ、③新しいアプリ、④インターネット、⑤メール、⑥地図アプリ、⑦メッセージアプリ、⑧安全に使うためのポイント

開催場所 市内3カ所
 松山地区 市役所松山庁舎2階
 志布志地区 市文化会館視聴覚室
 有明地区 市役所有明庁舎別館1階
 定員 1地区最大10人
 各地区の講座日程

●全8回の講座の修了者には、修了証書を発行します。修了した方は、今後、地域の中で身近な方々に対するスマホ利用の普及について、ぜひご協力ください。

●デジタル化を共に考える仲間として、「デジタル推進委員」や「デジタル推進よびかけ員」の担い手人材を募集しています。興味のある方はお問い合わせください。

■申込・問い合わせ先…
 情報管理課 情報統計グループ
 TEL 474-1111 (内線322)

共に生きる社会の実現へ
 ～知ろう・学ぼう 合理的配慮～
 #2

「合理的配慮の提供」とは？

連載第1回では事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されたことを紹介しましたが、今回は具体例を交えてお話しします。
 障害者差別解消法では障がいや理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

具体的には、事業者が事務を行うにあたり、障がいを理由として、不当な差別的取扱いをすることなどにより、障がいのある人の権利、利益を侵害することが禁止されています。
【事例】 ベースメーカーを利用されている方からスポーツジム入会申し込みがあった。

事業所は、対応プログラムに参加することで体調不良になることが想定されるため、安全の確保の問題から入会を断った。
 ↓これは不当な差別的取扱いになると判断されます。

「求められる対応」

入会希望者の普段の運動や、主治医に参加可能なプログラムについて相談いただくなど対話を行った上で、全てのプログラムへの参加は難しいと判断された場合、制限を行った上でプログラムへの参加を提供することを理解していただき、入会してもらおうなどの対応が「正当な理由」と判断されます。

このように、障がいがあるという理由だけで一律に判断せず、障がいのある人に丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。
 今回紹介した例など、詳しい考え方はこちらを参照ください。



▲内閣府 HP

■問い合わせ先…
 福祉課 生活福祉グループ
 TEL 474-1111 (内線174)

7月は国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の本算定（年間保険税【料】の決定）月です

対象の方（国民健康保険税は世帯）に納税（納付）通知書を送付します。年間保険税（料）額などをご確認ください。また、保険税（料）額の仕組み（算定方法）やよくある質問をまとめたチラシも同封していますので、あわせてご覧ください。皆様が納める保険税（料）が財源となり、それぞれの制度を支えています。納期限内に納めていただきますようお願いいたします。

7月中旬以降、順次、各通知書がお手元に届く予定です。

◆令和6年度制度改正内容

●国民健康保険税

- ① 賦課限度額の見直し 後期高齢者支援分 240,000円（前年度：220,000円）
- ② 均等割額および平等割額軽減の見直し

軽減割合	同一世帯内の被保険者全員と世帯主の軽減判定所得金額の合計額
7割	43万円+10万円×（年金または給与所得のある人の数-1）以下
5割	43万円+10万円×（年金または給与所得のある人の数-1）+ 29.5万円×（被保険者数）以下（被保険者の数に乘すべき金額が0.5万円引上げ）
2割	43万円+10万円×（年金または給与所得のある人の数-1）+ 54.5万円×（被保険者数）以下（被保険者の数に乘すべき金額が1万円引上げ）

●後期高齢者医療保険料

- ① 賦課限度額の見直し 800,000円（令和5年度660,000円）
- ② 所得割額の見直し （総所得金額等-43万円）×11.72%（前年度：（総所得金額等-43万円）×10.88%）
- ③ 均等割額の見直し 59,900円（前年度：56,900円）
- ④ 均等割額軽減の見直し

同一世帯内の被保険者全員と世帯主の軽減判定所得金額の合計額	令和5年度	令和6年度
43万円+10万円×（年金または給与所得のある人の数-1）以下	7割軽減 (17,000円)	7割軽減 (17,900円)
43万円+10万円×（年金または給与所得のある人の数-1）+ 29.5万円×（被保険者数）以下（被保険者の数に乘すべき金額が0.5万円引上げ）	5割軽減 (28,400円)	5割軽減 (29,900円)
43万円+10万円×（年金または給与所得のある人の数-1）+ 54.5万円×（被保険者数）以下（被保険者の数に乘すべき金額が1万円引上げ）	2割軽減 (45,500円)	2割軽減 (47,900円)

●介護保険料

① 所得段階区分の見直し

65歳以上の方の介護保険料は、市の介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直しを行っています。これまで、12段階の区分で保険料をいただいていたが、国の制度改正により、13段階に変更されることになりました。第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料基準額は年額74,400円（月額6,200円）となりました。この基準額は第8期と同額です。詳しくは、7月中旬以降に届く納税（納付）通知書に同封のチラシをご確認ください。

◆保険税（料）の納付が困難な場合

保険税（料）の納付が困難になったときは、まずは税務窓口までご相談ください。納期限を過ぎてそのままにしておくと、延滞金が加算されるばかりでなく、滞納処分となることもあります。

なお、災害などにより重大な損害を受けた場合や、病気やケガなどにより失業した場合など特別な事情がある方は、申請により市の条例に基づき減免の対象となる場合があります。

■問い合わせ先：税務課 課税グループ TEL 474-1111（内線143・145）